

は し が き

本年度の研究報告の一つとして、研究報告第154号「精神薄弱養護学校高等部の教育課程編成とその実践」を刊行いたします。

本県における精神薄弱養護学校高等部は、昭和59年まで新潟大学教育学部附属養護学校にしか設置されておらず、精神薄弱養護学校中学部及び中学校特殊学級の卒業生の進路を考える上からもその設置が強く望まれていました。

昭和59年4月、県立高田養護学校に公立精神薄弱養護学校として初めて高等部が設置され、定員10名でスタートしました。それから10年を経て、卒業生の数も80名に達しています。

また本文でも述べているように、その後県下精神薄弱養護学校のうち高田養護学校とともに、月ヶ岡養護学校、村上養護学校にも高等部が設置され、平成5年5月現在、15学級150人が教育を受けています。さらに平成6年度には県立高等養護学校が開設されると同時に、小出養護学校にも設置が認められ、校舎建築が始まり高等部教育が充実します。

高等部の教育を学習指導要領の面から見ますと、高等部学習指導要領が初めて告示されたのは1972（昭和47）年で、高等部の教育の目的として、「中学部の教育目標をなお十分に達成するとともに、その成果をさらに発展拡充すること」と「生徒の将来の職業生活や家庭生活に必要な能力や態度を身につけること」の二つを掲げています。

平成元年に告示された学習指導要領では、改訂のねらいを「障害者をとりまく社会環境の変化や幼児児童、生徒の心身の障害の多様化に対応するため、心身に障害のある幼児、児童、生徒に対して、障害の状態及び能力・適性等に応じる教育を一層進めて、可能な限り積極的に社会参加・自立する人間を育成する」としています。

また、全国特殊教育連盟も平成5年度の全国大会で示した「特殊教育の課題」の中で『後期中等教育と卒業後対策の充実』を明確に位置付け、今後の充実した実践を問うています。

本報告は、県立高田養護学校に高等部が設置された時から現在まで、直接高等部の教育にかかわってきた教師の実践記録をまとめたものであります。先に述べた高等部の教育の目的、学習指導要領改訂のねらい等を踏まえての実践報告です。

高等部の学級数が増え、その教育の充実が望まれる現在、高等部の教育を担当される先生方はもちろん、精神薄弱教育を担当する先生方に活用していただければ幸いです。

平成6年3月

新潟県立教育センター所長

北 村 市 郎